

# 高崎市立図書館資料選定基準

平成30年4月1日制定

## 1 趣旨

高崎市立図書館資料収集管理方針第5条の規定に基づき、資料の選定基準について、次のとおり定める。

## 2 選定の全般的な考え方

- (1) あらゆる思想、信条、学説、宗派にとらわれず公平に扱い、それぞれの観点に立った資料を幅広く選定する。
- (2) 改訂版や増補版は、改訂や増補の意義が大きい場合のみ選定する。
- (3) 中央館及び地域館での共同利用を前提とするが、各館の地域性や利用状況等を考慮して選定する。
- (4) 漫画は研究書等の収集に留め、作品そのものは基本的に収集の対象としない。ただし、漫画を用いた入門書、実用書は、各分野の選定基準により慎重に選定する。
- (5) 以下の資料は、原則的に選定の対象としない。
  - ア 極めて高度な専門書、特殊な資料、高額な資料
  - イ 形態や造本、印刷が図書館利用に耐えない又はそぐわない資料
  - ウ 切り取り、書き込み等を目的とする資料
  - エ 学習参考書、受験参考書、資格試験問題集、テキスト類、楽譜集、ゲームの攻略本など、長期にわたり個人で占有して使用する性格の資料
  - オ 限定的なWEBサービスと連動した資料
  - カ 利用期間や用途が限定される資料
  - キ 商品カタログ的要素の強い資料
  - ク 暴力や犯罪を容認したり、残虐性を助長したりする資料
  - ケ 性的表現や性描写が過激な資料
  - コ 人権に対する配慮に欠ける資料
  - サ 特定の機関や団体、個人に対して誹謗中傷又は宣伝となる資料
  - シ 著作権者の許諾が得られない資料
  - ス レコード、カセットテープ
  - セ 輸入盤CD、限定盤CD、通販CD、シングルCD
  - ソ 画像や映像のデータが入ったCD

## 3 選定の基本的な考え方

- (1) 一般図書
  - ア 日常生活に必要な実用書をはじめ、各主題の基本的、入門的な資料を幅広く選定する。専門書については、必要に応じて選定する。

- イ 高度な学術書は、慎重に選定する。
- ウ 洋書は、認知度の高い小説や日本文化に関する資料を中心に、慎重に選定する。

## (2) 児童図書

- ア 児童図書とは、乳幼児から中学生程度までを主な対象として出版されたものとする。
- イ 子どもの知的好奇心を刺激し、探究心を育む資料を積極的に選定する。
- ウ 情報が正確で最新のものであること、出典や根拠が明確であること、内容がわかりやすく客観的であることなどに留意して資料を選定する。
- エ 調べ学習や学校行事等、小中学校の教育事業との連携に留意して資料を選定する。
- オ 翻案、抄訳ものは、厳選して選定する。
- カ 漫画、アニメ、ゲーム、テレビ、映画作品を原作とする資料は、厳選して選定する。
- キ 学習漫画は、その主題の類書等を勘案し、慎重に選定する。
- ク 絵本は、絵と文が一体となっており、わかりやすく美しい言葉で表現されているものを選定する。
- ケ 点字絵本やさわる絵本、しかけ絵本、大型絵本は、その特性に留意して選定する。
- コ 紙芝居は日本独自の文化であり、その形式や特性、機能を生かした資料を選定する。

## (3) 地域資料

- ア 地域資料は、将来にわたり地域の財産となるものであり、公共図書館としての責任を持って積極的に選定する。
- イ 地域的な範囲は、高崎市を中心とした群馬県全域とする。ただし、ある特定のテーマについて重点的に選定する必要がある場合は、地理的な範囲で限定しない。
- ウ 地域に関するあらゆる主題の資料を選定する。
- エ 主な活動の場が高崎市の人、高崎市との関係が深い人の資料を選定する。
- オ 地域への知識や認識を深めるだけでなく、的確な状況把握及び自主的な判断を行い、豊かな社会生活を営む上で必要な資料を選定する。

## (4) 視聴覚資料

- ア 公共図書館が収集する意義をふまえ、利用者各層のニーズ及び社会的動向を十分配慮して、広く市民の文化、教養、娯楽等に資する資料を選定する。

- イ 著作権法上、図書館での個人貸出が可能な資料を選定する。
- ウ 芸術性、記録性が高い音楽作品、映像作品や市民の生涯学習を支援するのに特に有用と思われる資料を選定する。
- エ 作品の思想的、宗教的な立場等にとらわれることなく、それぞれの観点に立った資料を幅広く選定する。
- オ 地域資料は積極的に収集する。
- カ 活字資料の利用が困難な市民にも配慮して選定する。

(5) 逐次刊行物

- ア 逐次刊行物は、年度単位での継続的な選定を基本とし、一定期間保存して利用に供する。
- イ 保存期間は、図書館の収容能力や各資料の刊行頻度、利用状況等を考慮して別に定める。

(6) その他の資料

- ア 大活字本や録音図書資料（D A I S Y）、点字資料など、通常の読書が困難な人に対する資料を積極的に選定する。
- イ 紙媒体では収集、保存が困難な資料も選定する。

附則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。